

都道府県議会選挙区制度研究会報告書の概要①

研究会の設置経緯等

- 平成の大合併による市町村の区域の広域化に加え、**都道府県内の都市部の市町村と非都市部の市町村の間で人口の偏在が拡大**
- 現行の都道府県議会議員の選挙制度は人口比例を最も重要な基準としているが、かつてない規模と速度で人口減少と人口偏在が進行しており、今後さらに**非都市部の議員定数の確保が困難**になるとともに、**選挙区の広域化**に伴う住民と議員との物理的・心理的距離が拡大することが懸念され、**地域の代表機能や多様な民意の集約機能を損なう恐れ**
- このため全国都道府県議会議長会では、令和7年11月14日、藏内会長（福岡県議会議長）が、都道府県議会議員選挙区制度について、過去の定数訴訟などを分析しつつ、**人口が少ない地域の議員定数を確保するための方策等について**研究会に諮問し、**調査研究**
⇒計4回研究会を開催し、令和8年7月6日答申

研究会委員

- 林 知更
座長／東京大学社会科学研究所教授
- 新井 誠 広島大学大学院教授 ○大泉淳一 元総務省選挙部長
- 勢一智子 西南学院大学教授 ○谷口尚子 慶應義塾大学教授
- 西村裕一 慶應義塾大学大学院教授

1 課題

- 都道府県議会議員選挙における強制合区の推移について、現状を前提に、国立社会保障・人口問題研究所の推計人口に基づき予測。**平成の大合併により広域化した市町村に、更なる選挙区の合区を強いることは、特定の地域から議員を選出できず**、地域住民の政治的無関心を助長

強制合区の可能性がある 都道府県議会数の予測		強制合区の可能性がある 選挙区数の予測						
2020年	2050年	5	12	18	26	37	49	57
5 議会	27 議会	2020年	25年	30年	35年	40年	45年	50年

- 現行の公選法では、地域により1人区とするか、市と市を合区により複数人区とするかといった裁量の余地が都道府県議会に乏しく、競争性や多様性の確保が困難な状況**
- 令和5年統一選に向けては、非都市部の「地域の代表」の確保を理由に定数を維持した議会、非都市部の選挙区の合区や定数削減を実施した議会に分かれた。これは、人口比例原則と憲法第8章「地方自治」から導き出される「地域の代表」とのバランスを図ろうとしても、**現行法制の強い縛りの下**では、制度の構造的な手詰まりに直面し、**都道府県議会が苦渋の決断を迫られている**ことを意味する。

都道府県議会選挙区制度研究会報告書の概要②

2 検討

- 近年の最高裁は、一票の較差だけでなく、定数配分において議会に与えられた裁量権が合理的に行使されたかという判断過程に着目する傾向があり、議会に客観的な理由に基づく説明責任を要求
- 最高裁は都道府県議会議員選挙に関し、「投票価値の平等」を憲法上の要請と判示。しかし、公選法の強制合区制度等は平等を実現するための立法政策上の手法であり、「投票価値の平等」の範囲内であれば、立法裁量による見直しの余地はあるのではないか。
- 人口減少の加速化で市町村単独での行政サービスの維持が困難となる中、都道府県の広域地方公共団体としての機能や市町村を補完する機能の重要性は高まっており、その機能の発揮に不可欠な各地域と地方行政とのパイプ役として「地域の代表」である議員が必要である。

（参考）都道府県議会議員選挙定数訴訟の判例等の主なポイント

- 憲法上、投票価値の平等が要求されると判示。公選法は、この要請を受け、人口比例を最も重要かつ基本的な基準として定めているとしている（最判R7.1.28など）。
- 公選法の規定から、特例選挙区がない場合でも、1人区は、一票の較差が「1対3」を超えることがあり得ると判示（最判H12.4.21、S37.9.22行政実例など）
- 公選法第15条第8項ただし書を適用して人口比例原則を修正するに当たっては、都道府県議会に裁量権が与えられていると判示。ただし、次の場合は、裁量権の合理的な行使とはいえないとしている（最判H27.1.15）。
 - ①較差が、一般的に合理性を有するものとは考えられない程度に達しており、正当化する理由が示されないとき
 - ②較差は①の程度に達していないが、「特別の事情」があるとの評価が合理性を欠いているとき
 - ③較差は①の程度に達していないが、「特別の事情」を基礎付ける事情が失われたとき

3 対応策

【現行の公選法の枠組みを前提とした対応】

- 議会が基本方針（裁量の行使指針）を定めた上で区割りを策定することにより、プロセスの透明化、説得力ある説明が可能
- 人口比例原則を緩和し、人口が少ない地域から議員を選出する論拠としては、当該地域の行政需要や民意の把握、当該地域に対する都道府県の広域的支援の連絡調整・パイプ役を担うためなどが考えられる。
「地域の代表」維持に向け議員定数増も選択肢

【公選法の改正等による対応】

- 強制合区制度（公選法15条2項）の見直し
強制合区制度の基準（議員1人当たり人口の半数以上）を原則としつつ、例外を設ける仕組みの導入の検討
- 公選法15条8項ただし書の再構成
非都市部への配慮を明示するなど人口減少地域を念頭に置いた趣旨への再構成を検討
- 市と市の合区
議会への多様な人材の参画促進のため、人口要件に関わらず各議会の自律的な判断で市と市の合区を柔軟にできるような法的措置の検討 など

【中長期的な検討】

- 市の区域の分割や、1人区と複数人区の混在など

研究会からのメッセージ

- 単なる議員の身分の問題ではなく、地域住民の声が都道府県制に届かなくなるという、民主主義の基盤に関わる重大な問題
- 全国都道府県議会議長会が、この報告書を踏まえ議論し、今後の選挙制度について国に提言していくことが重要

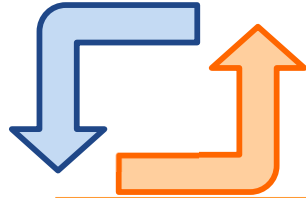
(参考) 都道府県議会議員選挙の選挙制度概要 (選挙区単位の基本と主な例外)

POINT

選挙区の単位の基本

以下のいずれかの区域を基本とする (公選法第15条第1項)

- 一の市の区域
- 一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域
- 隣接する町村の区域を合わせた区域



選挙区の単位的主要な例外

人口比例原則と例外

人口比例原則 (公選法第15条第8項)

各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。

例外 (〃)

ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。

町村単独の選挙区

町村単独の選挙区の設置 (公選法第15条第4項)

一の町村の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上 (配当基数が0.5以上) であるときは、当該町村の区域をもつて一選挙区とすることができる。

強制合区と任意合区

強制合区 (公選法第15条第2項)

選挙区は、その人口が議員一人当たりの人口の半数以上 (配当基数が0.5以上) になるようにしなければならない。

この場合において、一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数に達しない (配当基数が0.5未満) ときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設ける。

任意合区 (公選法第15条第3項)

一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であっても議員一人当たりの人口に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けることができる。

選挙区ごとの配当基数の計算方法

- ①議員一人当たりの人口：
都道府県人口 ÷ 議席数
- ②選挙区ごとの配当基数：
選挙区の人口 ÷ 議員一人当たりの人口

選挙区ごとの議員一人当たり人口の最大較差の計算方法

- ①選挙区ごとの議員一人当たり人口：
選挙区の人口 ÷ 選挙区の議員定数
- ②〃の最大較差：
議員一人当たりの人口の最も多い選挙区 ÷ 最も少ない選挙区

特例選挙区

特例選挙区 (公選法第271条)

昭和41 (1966) 年1月1日現在において設けられている都道府県の議会の議員の選挙区については、当該区域の人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもつて除して得た数の半数に達しなくなった場合 (配当基数が0.5未満) においても、当分の間、第15条第2項前段の規定にかかわらず、当該区域をもつて一選挙区を設けることができる。

※特例の対象は、昭和37年公選法改正により「昭和37年1月1日現在において一又は二以上の島の全部の区域をもつてその区域とする都道府県の議会の議員の選挙区」と規定されたが、昭和41年同法改正により、特例の対象範囲が上記のとおり離島以外にも拡大された。